

財団法人 ベルマーク教育助成財団寄付行為

(昭和三十五年十月二十四日文部省委初第一六〇号文部大臣許可)
(昭和三十五年十月十一日文部省雑初第七の二号住所変更文部大臣認可)
(昭和三十九年四月十七日文部省雑初第七の一号住所変更文部大臣認可)
(昭和六十年五月二十日文部省雑教第一二号寄付行為一部変更文部大臣認可)
(平成三年三月三十日文部省諸教第九号寄付行為一部変更文部大臣認可)
(平成九年四月一日文部省諸教第九の一号寄付行為一部変更文部大臣認可)
(平成十八年四月二十一日一七諸文科初第五五三号寄付行為一部変更文部科学大臣認可)
(平成二十年七月十四日二〇文科初第四〇九号寄付行為一部変更文部科学大臣認可)

第一章 総 則

〔名 称〕

第 一 条 この法人は、財団法人ベルマーク教育助成財団という。

〔事 務 所〕

第 二 条 この法人は、事務所を東京都中央区銀座六丁目六番七号朝日ビルディング内に置く。

〔支 部〕

第 三 条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第二章 目的及び事業

〔目 的〕

第 四 条 この法人は、学校等における教育設備の整備充実に協力するとともに、特にへき地学校等(外国における教育施設を含む。)における教育設備の整備充実等その教育に対する援助を行い、もって教育の円滑な運営に資することを目的とする。

〔事 業〕

第 五 条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 一 学校等における教育設備の整備充実等その教育の充実のための協力と援助
- 二 教育に関する調査
- 三 機関誌等の刊行

- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、前項第一号の事業を行うに必要な資金を継続的に得るため、市場調査に関し連絡調整を行い、全国の小学校、中学校及び高等学校等のPTA、大学等、社会教育施設等の学習団体等を対象としてベルマーク教育助成運動（以下「助成運動」という。）を推進する。

第三章 資産及び会計

〔資産の構成〕

第六条 この法人の資産は次の通りとする。

- 一 この法人設立当初の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄付金品
- 五 その他の収入

〔資産の種別〕

第七条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成される。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金品であって寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

〔資産の管理〕

第八条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とするなど確実な方法により、理事長が保管する。

〔基本財産の処分の制限〕

第九条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

〔経費の支弁〕

第十条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる収入及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。ただし、助成運動の事業に伴う経理は、特別会計で処理するものとする。

〔事業計画及び収支予算〕

第十一条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。

事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

[収支決算]

- 第十二条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後三か月以内に、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

[長期借入金]

- 第十三条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

[制 約]

- 第十四条 前条の規定に該当する場合及び収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは理事会の議決を経なければならない。

[事業年度]

- 第十五条 この法人の事業年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第四章 役員、評議員及び職員

[役 員]

- 第十六条 この法人には、次の役員を置く。
- 理事 十名以上十五名以内（うち理事長一名、専務理事一名及び常務理事若干名）
- 監事 二名または三名

[役員を選任]

- 第十七条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長一名、専務理事一名及び常務理事若干名を定める。
- 2 役員は評議員を兼ねてはならない。

[理事の職務]

- 第十八条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。
- 2 専務理事は理事長を補佐し、日常の事務を総括する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

[理 事 会]

- 第十九条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

[監事の職務]

第二十条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行なう。

- 一 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

[役員任期]

第二十一条 この法人の役員任期は二年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

[役員解任]

第二十二条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。
この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

[役員報酬]

第二十三条 役員は、無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

[評議員]

第二十四条 この法人には、評議員十五名以上十八名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会でこれを議決し、理事長がこれを任命する。
- 3 評議員には、第二十、二十一条の規定を準用する。この場合には、両条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

[評議員会]

第二十五条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ理事長に対し必要と認める事項について助言する。

[事務局]

第二十六条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置き有給とすることができる。

- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第五章 相談役、顧問及び参与

[相談役、顧問、参与]

- 第二十七条 この法人には、相談役、顧問及び参与おのおの若干名を置くことができる。
- 2 相談役は理事会、顧問は理事長の諮問に応じ、参与は事務運営に関して、常務理事の相談に応ずる。
 - 3 相談役、顧問及び参与は、理事長が委嘱する。

第六章 会 議

[理事会の招集等]

- 第二十八条 理事会は、毎年二回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、二十日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、理事長とする。

[理事会の定数等]

- 第二十九条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き議決することができない。
- ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

[評議員会]

- 第三十条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の議を経なければならない。
- 一 事業計画及び収支予算についての事項
 - 二 事業報告及び収支決算についての事項
 - 三 不動産の買入れ、基本財産の処分及び担保提供についての事項
 - 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項
- 2 前二条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において前二条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、互選で選出する。

[議事録]

第三十一条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された議事録署名人二名以上が署名押印の上、これを保存する。

第七章 寄付行為の変更及び解散

[寄付行為の変更]

第三十二条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数おのこの四分の三以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

[解散]

第三十三条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数おのこの四分の三以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

[残余財産の処分]

第三十四条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数おのこの四分の三以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第八章 雑 則

[書類及び帳簿の備付等]

第三十五条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項5号の帳簿及び書類は10年以上、同項7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿はこれを一般の閲覧に供するものとする。

[細 則]

第三十六条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

[助成運動の運営規程]

第三十七条 第五条第二項の助成運動の運営に関する規程は、文部科学大臣の承認を受けて別に定める。

- 2 前項の運営規程は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければ変更することができない。

附 則

この法人設立当初の理事及び監事は次の通りである。

理 事 (理事長)	有 光 次 郎
理 事 (専務理事)	笠 信 太 郎
理 事 (常務理事)	大 浜 英 子
理 事	木 下 一 雄
理 事	前 田 多 門
理 事	村 上 俊 亮
理 事	工 藤 昭 四 郎
理 事	山 高 し げ り
理 事	天 野 貞 祐
理 事	武 者 小 路 実 篤
理 事	衣 奈 多 喜 男
理 事	小 村 順 之 助
監 事	水 田 直 昌
監 事	黒 住 征 士

附 則（平成九年四月一日）

この寄付行為の変更は、文部大臣の認可の日から実施する。ただし、法人及び運動の名称の変更に係る部分は平成九年六月一日から実施する。